

國の人々すべてを、いまだ導いてゐるのである。」(四九八ページ)本書は、イスラムの宗教、意治思想に關する學問的著作ではあるが、そこに貫して流れるこゝした著者の姿勢が、讀者に興味をひきおこすのである。

最後に、こゝかい点ではあるが、氣になつたことを述べておこう。著者は、アクバル幼少時に後見人として實權を^{ナカニハスルハサウタ}に託したバイラーム＝ハーン、およびかれによって司法長官に任命されたシャイフ＝ガダーラーの宗派を問題にし、從来、かれら二人がシーアとそれできただことに疑問を投げてゐる。バイラーム＝ハーンについては、シーアだとする証拠が決定的でないと述べるだけであるが、シャイフ＝ガダーラーについては、その父がスンニであつたことを理由に、その宗派はスンニだとしている(五三一五四ページ)。

ムガル時代の貴族、高官一人一人の宗派、宗教意識を明確にすることは必ずしも容易ではない。ただ、從来の見解では、アクバル幼少時、バイラーム＝ハーンなどの高官の思想にみられるように、その宮廷内でシーアの思潮が有力だったとやれています。積極的に述べていないが、著者のさきの見解がこうした通説への反論であるなら、「後代のアクバルの思想と宗教的実踐のなかにうかがえるイマーム的理念も、あるいは、こうした「アクバル幼少時、宮廷内で、シーア思潮が有力であった」状況と無関係でなかつたかもしがれない」(第五章)

前掲論文、四一六(ページ)への指摘は、著者とは対立するものだなれば。

S.A.A. Rizvi, *Religious and Intellectual History of the Muslims in Akbar's Reign, with special reference to Abul Faiz (1556-1605)*, New Delhi, 1975. xiv + 564 p.

ヒュセイン＝ナヒラル＝アトスズ Hüseyin Nihâl Atsız

アトスズ献呈論文集

護 雅 夫

1

ヒュセイン＝ナヒラル＝アトスズ(Hüseyin Nihâl Atsız)は、一九〇五年一月十一日、イスタンブールに生まれ、一九七五年十二月十一日、同じくイスタンブルに歿した、トルコの文學者である。よつやかくわしくいいうならば、彼は、その「騎士をも落馬させるほどの激しい」筆力でものした小説——とくに歴史小説——、詩、評論その他を武器として、テュルク主義(Türkçülük)、種族主義(Irkçılık)、トゥラン主義

(Turancılık) お撲滅」、「暗懲の実践」を名「死んだ」「
ヤニギンカル」(Ziya Gökalp) 以後に於てトルク民族

主義 (Türk miliyetçiliğ) 最大の人物」へ詔されたる、トル
クの文学類である。

本論文集は、これら「遊説」(pp. I-CXLIV) と「本論」
(pp. 3-445) から成る。

「遊説」は次の如くだ。ホバトハ=ザルトカヤ
(Osman F. Setkaya) が「ヨウヤイノリハールトムベキ
——の生涯と著作——」と、サムウク=K=トウラル(Sadık
K. Tural)が「歴史小説」およびアトスズの歴史小説について
「アトスズ、セレヒ、トマメト=Hルシトーベル(Ahmet B.
Ercilâsun)」が「アトスズの詩における問題」であるが、
題や小論を掲載している。

「アトスズ——その生涯と著作——」では、まず、テュル
ク民族主義の防衛・主張、ハニゼムとの闘争に終始した
アトスズの一生が、彼の詩・散文からの引用をまじえて描
かれたのが、けれど、トレヌスが首相シムクリュ=サラチオ
ウル(Sükrü Saracoğlu) が宛てた二通の公開状、サバヘッ
ティン=トコ(Sabahattin Ali)がアトスズにたどりておる
た名著『損賠論』による裁判におけるアトスズの弁護文、
そして、いわゆる「種族主義・トゥラン主義裁判」のやうの
アトスズの弁論文、最後に、詳細な「アトスズ著作目録」が

付載されている。

「遊説」以外で「本論」への寄稿者名の論文題目と
は云ふ如くである。イバヤイ=トカ(Ismail Aka)「ハ
ムールの死後」、トルク=トスケ=支配権闘争」、オマル=ト
トルク=トギン(Omer Faruk Akün)「トルク=トスケ=シヤ
ー」、ハ(Şeyh Şamil)「叙事詩」、ムカヒジ=トルク=ペイカラ
(Tuncer Baykar)「東トナエコトダホルクメリト(トル
ク=トルクの土地)」である。トマメト=Hルシトーベル(Ahmet
Caferoglu)「トルクの慣習法に関する覚書」、メタメト=ト
ヤカル=マヘル(Mehmed Çavuşoğlu)「ベニヤム」、世の
沿岸米ドニヤカヘトナトロニアにだるするメウトーヤー
(Nevâyi) の影響による「の覚書」、シモクル=トルチン
(Şükru Elgin)「トルクの民族文學における資料の問題」およ
び十六世紀の吟遊詩人カラジヤ=ホウト(İbrahim Oğlan)、
ビルゲ=トルク=トベル(Bilge Ercilâsun)「トルク時代の
歴史におけるトマメト=トルク=トベル(Ahmed
Resmî Efendi) の位置」、エイヒベ(İ. E. Esin)「トル
ク=トルク(Ötiken Yıldız)——トルクの藝術における樹
の魂=ヨリ闘争の論書——」、トルバハニ=シヤイク=ギョクヤ
イ(Orhan Saik Gökyay)「ホバトハ=トルクの死」、ムカヒジ
=トルク=トスケ=トベル(Tuncer Gülensoy)「トルク=トルク
名前」など、エロル=ギュンゴル(Erol Güngör)「トル

ベヤギュウカルブと『テュルク主義における宗教』の問題」、
M=ネジメッティン・ハシム・ヘルヒュ・ヘルヒュ(M. Necmettin Hac-
ieminoglu)「ユヌス(Yunus)のヘルヒュ問題」、ベバタト=
カフタル(Mustafa Kafal)「シバン・ハン(Sıban Han)」H

朝とウズベク-トルク」「イグリム=カフタル(İbrahim
Kafesoglu)「トルクの國家」、メトメトニアルタイギュイ
メハ(Mehmet Altay Köyem)「ヤルジューク国家の諸特
徴」、M=ケマル=オゼルギン(M. Kemal Özergin)「キメク
族(Kimlik)」およびキメク国家」、オバマハ=カフタル(İsmail
Faruk K. Timurtaş)「歴史を通じて流れゆるテュルク(テ
ルヒュ)語主義(Türkçelik)の潮流」。
ふねの内容を紹介する余裕はない。ただ、上掲諸
論文のなかに、テュルク民族の特性、その社会・国家の讃美
に終始するものがあることだけをしるすことに止めよう。そのよ
うな論文の筆者が、本気にそそう考へ、信じてゐるのが、それ
じが、テュルク民族主義者アトベズへの献呈論文なるが故に
そうちした筆を弄したのか、それは明らかでない。しかし、何
れにせよ、それらが学術論文の名に値せぬ幼稚さをまざるもの
であるといはざらがやむなし。

いわば、「序説」に付載された、アトベズが首相にあつた

公開状1通、裁判に当たつて提出した弁論文11通に簡単に触
れ、アトベズの思想の一端をあくまでもかいつだ。

11

第一次世界大戦中、トルコ国内にローマニズム運動が激しくなると、アトベズはこれを憂え、ときの共和人民党内閣と世人との注意を喚起するため、一九四四年二月二十日、首相サラチオウル宛てた書簡をしたため、これが、同年三月、自分の発行する雑誌『オルホン』に発表した。このなかで、アトベズは、多くの例をあげて、国内におけるローマニズム運動の激化をのべたのを、ローマニズムを「帝国奴隸」(vatan hainleri)「赤色の両眼をそなえた険陥な毒蛇」とあめいた、「Jのひのへな祖国に仇なす思想が……トルコ民族を毒しつけゐるが、何故に許してゐるのか」といふように述べる。

これだけで、アトベズは、同年三月二一日、首相にたいして第1の書簡を書き、四月二日同じく『オルホン』誌上で公開した。いりで、アトベズは、サベヘシティニアリ(トルコ言語協会会員、国立アンカラ音楽学校教師)、ペルテガ=ナーリイー=ボルタガ(Pertev Naili Boratav、アンカラ大学、言語・歴史・地理学部助教授[民俗学]、サレネットティンニジ=ラール(Sadrettin Celâl、イスタンブル大学文学部教授

〔教育学〕、アフメト・シムサト（Ahmet Cevat、トルコ言語協会会員、前共和人民党代議士）その他が、ロミニストである——または、かつてそうであった——ことを、多くの資料・事實によって主張して、彼らを「売国奴」と呼び、「祖国を愛してやまぬトルコの子たちの悪い手本となる『ヒュニストどもを國家の要職に就かせる』」ことをただちに止めよ」と説き、最後に、文部大臣の辞職を要求している。このなかに、「トルコ共産党中央委員会國際局員アフメト・シムヴァット」の名で、ロシアのバヴロヴィチに宛てられた書簡が引用されているが、これは、一九二一年一月二八日にトラブゾンでおこった十六名のトルコ共産党員殺害事件の一面を語るものとして興味ぶかい。

この二通の公開状は、トルコ国内に大きな反響をよびおこし、アンカラ、イスタンブルをはじめとする多くの都市で反コミニズムデモが行なわれた。アトスズは、文部大臣によつて、ボアズィチ高等学校教師（文学）の職から追われた。ついで、閣議決定の結果、『オルホン』誌の発行が禁止された。

それと並んで、サバハッティンニアリが、第二の公開状で「売国奴」呼ばわりされたことにたいして、名誉毀損の訴えをおこし、こゝに、アトスズは被告として法廷に立つことになった。

この裁判は、一九四四年四月二六日から開始されたが、アトスズの弁論文は、その最終公判の日、五月九日に読みあげられたものである。ここで、アトスズは、この裁判が「二人の個人の間の係争ではなく、二つの理想の衝突である」ととつまり、それが、「テュルク主義とコミュニズムとの間の、この民族に自由を保障せんとする者と、それを外国の支配下におこうとする連中の間の、過去の光榮ある遺産に忠実ならんとする者と、神聖なるものすべてを否定せんとする連中の間の争いである」とを説き、サバハッティンニアリをはじめとするコミニストは、毀損されるべき名誉を何ひとつ持ちあわせぬ「問題外の小人物」にすぎず、アリがコミニストであり、体制を変革し、我々の独立を無きものにせんと欲する売国奴であるから、自分は、首相あての書簡で、その売国奴が文部当局の手で保護されていることを明らかにするため、そう呼んだまである」と弁論している。しかし、彼が、「自分は、法廷が下すであろう判決をおのれに有利なものにするため、法律の抜け道を探そうとするものではない」「自分は無罪判決を要求しようとは思わない」とくりかえし、また、原告のアリはもちろん、詩人ナーザム・ヒクメト（Nazim Hikmet）その他の過去の「罪状」を暴露しながらも、「自分の書簡は、個人を攻撃目標とした文章ではなく、民族感情の反映にはかならぬ」などというのを読むとき、こ

れは、アトスズ個人を弁論した一文であるよりもむしろ、テュルク主義をあくまで主張し、ロミヨニズム、ロミヨニストと、それを保護する当局とを弾劾・告発した文章であるとの感をふかくする。

この裁判で、アトスズは、結局、執行猶予つき懲役四ヵ月の判決をうけた。

111

ところが、その最終公判から十日のか、一九四四年五月十九日の「若者の祭典」にさし、大統領イスマトイノニュは、その式辞で、種族主義・トゥラン主義をはげしく非難した。これが、当時の国際政局におけるトルコの位置、トゥラン主義がソ連・中国に与える刺戟などを考慮した発言であることは明らかであるが、この結果、アトスズとその同志三四名などが逮捕され、拷問をうけたのち、同年九月七日から、いわゆる「種族主義・トゥラン主義裁判」をうけることになった。その被告席のなかに、ゼキリエリデイロトガン (Zeki Velidi Togan)、ヒュセイン・ナムク・オルクン (Hüseyin Namık Orkun)、アルパルスラン・ニーチュルケシヨ (Alparslan Türkeş) など、顔も見えたことは注目に値する。

トゥスズは、このとき提出した弁論文で、検事が事実を歪曲していることを指摘したのち、トルコのアンタキヤ (ハタ

イ) 併合に触れ、「アンタキヤを要求することと、我々の種族の搖籃の地を要求することとの間に、性格的な相違はない。我々は、正当な権利のないことを要求しているのではない。祖先以来我々に伝えられた遺産の栄光が埋もれていく土地は我々のものであるという理想を、我々は、それぞれの胸中に抱いている」、また、「自分はテュルク主義者である。テュルク主義は民族主義である。種族主義とトゥラン主義とは、このなかにふくまれる。……種族主義とトゥラン主義とは、憲法に違反していない。刑法にてらしていわゆる犯罪をも構成せぬ行為のために、何人も処罰されることはありえない」と説く。そして、「トゥラン主義は、高き理想のために生命をもかえりみぬ民族的偉大さの表現である」、また、「自分は、我が息子に、富むことを、幸福を得ようと努めることを、ではなく、トゥランを救うために戦われるであろう聖なる戦闘において戦死することを、遺言としてのこす」とするのからも明らかなように、アトスズにとっては、トゥラン主義は、個人の死をかけても聞くべく崇高な民族的理想であった。彼が、この弁論文を、「自分が種族主義者・トゥラン主義者であるが故に罰せられるのであれば、その判決は、我が生涯における最大の栄光となるであろう」という語で結んだのは当然であった。

一九四五五年三月二九日、アトスズは懲役六年六ヵ月の判決

をうけ上告したが、釈放されたのは、第二次世界大戦終結後、十月二三日のことであった。こののちも、アトスズの苦難の日々は、その死にいたるまで続くが、これについては省略する。

アトスズが「我々のものである」として「要求」する「祖先以来我々に伝えられた遺産の栄光が埋もれている土地」が具体的に何処を指すかは、弁論文には明示されていない。しかし、彼がそこを「我々の種族の搖籃の地」と呼び、彼がその詩で、つねに天山山脈・アルタイ山脈その他トルキスタンへの郷愁をうたい、いわゆる「アトスズ作品における主人公」が冒頭單子、キヨルリテギン、トニヨククであり、その主要作品が突厥史をあつかつた「ボズクリト(Bozkurt、「灰色の狼」)どもの死」「ボズクリトどもよみがえる」であり、さらに、彼が自ら発行し、また主として寄稿した雑誌が『オルホン』『オチュケン』と名づけられている点などからして、その「要求」する地域は、おのずから明らかであろう。

トルコ全土を、いま（一九七六年十二月）学園紛争の嵐が吹き荒れている。イスタンブル大学文学部もその例外ではない。しかし、現在のトルコの学園紛争は、かつて世界の多くの国々におこったそれとは性格を異にし、「左翼(solcu)学生」と「右翼(sağcı)学生」ととの間の衝突という形をとっ

ている。このうち、「左翼」は「革命主義者(devrinçisi)」と呼ばれ、これにたいして、「右翼」は「理想主義者(tülkütü)」と総称される。この漠然とした総称からも想像されるように、「右翼学生」のなかには様々な分子があくまでもいるが、その主流をなすものは、テュルク主義者、種族主義者、トルラン主義者である。

いまここに、『トゥラン』と称する雑誌の一九七六年十一月号がある。その冒頭に、「左翼学生」との武力衝突で死んだ学生の写真とともに、「六十名の犠牲者とともに前進」という一文が掲げられ、ついで、「テュルク主義、コミニズム、イノニョ、アタテュルク」と題する論文が載せられている。この論文のなかで、筆者は、「左翼」陣営からの、「テュルク主義、種族主義、トゥラン主義は、ファシズム、ヒットラー主義である」という非難にこたえたのも、イスメト・イノニョを攻撃してほほつぎのようにいふ。「イノニョは、コミニストどもを保護して、彼らを助教授・教授、はては大臣にまで任命した。これにたいして、国家の要職をしめつの陰謀を企てたコミニストどもを弾劾したアトスズと、コミニズムを呪うデモを行なったテュルク民族主義者たちとを拷問して投獄し、彼らから糊口のてだてを奪つたのも、イノニョとその徒党とであった」と。これが、前に述べた、アトスズの公開状、サバハッティンニアリの名誉毀損訴訟、そして、

「種族主義・トルラン主義裁判」にあらわれた一連の事実を指したものであることはいうまでもない。あるいは、『トルラン』誌は、アトスズの文章を三つ引用して、それぞれの最後に、「考え方よ、忘れるな」と付記する。いや、それにどじがいる。同誌は、民族主義行動党党首、副首相、国務大臣トルケシュの再婚を伝え、それを祝う一文を掲載しているが、このトルケシュこそ、かつて、アトスズとともに、「種族主義・トルラン主義裁判」の被告の座にすわったアルパトルラン＝テュルケシュその人にほかならない。

一方の勢力「右翼学生」の主流を思想的にかれややくめる、少なくともその重要な一人は、アトスズであるといえるである。すでにアナクロニズムに堕したかに見える種族主義・トルラン主義は、トルコではいまなお生きている。それも、余暉を保つり、ではなく、やかんなる活力をもって生きている。『トルベズ献呈論文集』の出版は、その事実の象徴ともいえぬのではないか。
(Erol Güngör, M. N. Haceminoglu, Mustafa Kafalı, Osman F. Sertkaya, Atsız Armağanı, İstanbul, 1976, CXLIV+445p.)